

3413号 2019年06月24日

IFRSをめぐる動向 第115回 保険契約に関する検討状況（2019年3月～5月の審議）

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおけるIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」とする）に関する最近の検討状況として、2019年3月以降に開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

IASBは、2017年にIFRS第17号を公表し、20年にわたる検討を終了させました。IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである移行リソース・グループを設置し、利害関係者から新基準の適用に関して提起された疑問点について、議論を行うための公的なフォーラムを提供しています。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよびIASBへの情報提供を行うための公的な議論を促進することにあります。IFRS第17号公表後、IASBは、その導入をサポートするため、利害関係者との様々な活動にも取り組んで来ました。こうした活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、IASBスタッフは、IFRS第17号がIASBの意図しない方法で解釈される可能性がある、いくつかの事例を認識するに至りました。2018年10月に開催されたIASB会議で、IASBスタッフは、IASBメンバーに対し、利害関係者から提起された25項目の懸念事項および適用上の課題のリスト（図表1）を提示しました。

図表1 懸念事項および適用上の課題の25項目

参照番号	項目	内容
1	範囲	保険リスクを移転する貸付金およびその他の与信
2	集約の水準	保険契約の集約の水準
3	キャッシュ・フロー	契約の境界線外の更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
4	割引率	ロック・イン割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整
5	リスク調整	割引率およびリスク調整
6	リスク調整	企業集団におけるリスク調整
7	契約上のサービス・マージン	一般モデルのカバー単位
8	契約上のサービス・マージン	リスク軽減の例外の限定適用
9	保険料配分アプローチ	受取保険料
10	企業結合	契約の分類
11	企業結合	決済期間において取得した契約
12	保有再保険契約	基礎となる保険契約が不利である場合の当初認識
13	保有再保険契約	変動手数料アプローチの不適合性

14	保有再保険契約	未だ発行されていない基礎となる保険契約から生じる期待キャッシュ・フロー
15	表示	資産グループと負債グループの区分表示
16	表示	財政状態計算書における表示（未収保険料）
17	表示	保険金融収益または費用に関するその他の包括利益に表示するオプション
18	直接連動有配当保険契約	直接連動有配当保険契約の定義
19	期中財務諸表	会計上の見積りの取扱い
20	発効日	IFRS 第 17 号の適用開始日
21	発効日	比較情報
22	発効日	IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」とする）の一時的免除
23	経過措置	移行方法の選択性
24	経過措置	修正遡及アプローチのさらなる修正
25	経過措置	公正価値アプローチ（関連する金融資産に関するその他の包括利益）

3. 暫定的決定の概要について

IASB は、2018 年 11 月以降、IFRS 第 17 号の改正を提案する必要があるかどうかを含め、議論を実施しました。この結果として、IASB は、修正が必要な項目およびその内容についての暫定的な決定を行っています。修正が暫定的に決定された項目は、図表 2 のとおりです。

図表2 暫定的決定の要約

図表1 の参照 番号	項目	IASB 会議 の実 施時 期	暫定的決定の概要	本号 参照 番号
1	範囲	2019 年 2 月	契約によって創出された義務の一部または全部の決済のためだけに保険が提供されている貸付金についての IFRS 第 17 号の範囲からの除外	5
1	範囲	2019 年 3 月	重要な保険リスクを移転する貸付金についての IFRS 第 9 号の経過措置	5
1	範囲	2019 年 3 月	保険カバーを有するクレジット・カード契約のうち、契約の価格設定において保険カバーが考慮されていない契約についての IFRS 第 17 号の範囲からの除外	4
3	キャッシュ・フロー	2019 年 1 月	契約の境界線の外において将来予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローについて、資産認識を認める要求事項の修正（および回収可能性の分析を含む関連する修正）	
3	キャッシュ・フロー	2019 年 3 月	将来予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローの修正案から生じる開示要求	7
7	契約上のサービス・マージン	2018 年 6 月	直接連動有配当保険契約のカバー期間に、保険事故に対する保険カバーまたは投資関連サービスの提供期間を含むという明確化	10

7	契約上のサービス・マージン	2019年1月 2019年5月	直接連動有配当保険契約以外の保険契約の契約上のサービス・マージンについて、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮して決定したカバー単位に基づく配分の要求(および関連する修正)	11
7	契約上のサービス・マージン	2019年3月	契約上のサービス・マージンの償却に関する修正から生じる開示要求	7
8	契約上のサービス・マージン	2019年1月	直接連動有配当保険契約(金融リスク)における保有再保険契約へのリスク軽減の例外の適用の拡大	
12	保有再保険契約	2019年1月	当初認識時に基礎となる不利な保険契約において損失を認識し、当該損失が保有再保険契約によって比例的にカバーされている場合における保有再保険契約の利得の認識の要求(および関連する修正)	
15	表示	2018年12月	資産となるポートフォリオと負債となるポートフォリオの分離表示	
20	発効日	2018年11月	IFRS第17号の発効日を2022年1月1日まで1年間延期	8,9
22	発効日	2018年11月	IFRS第9号の一時的免除を2022年1月1日まで延期	8

24	経過措置	2019 年 2 月	修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチにおける移行前に取得した発生保険金の分類についての経過措置の修正	
24 (8 参 照)	経過措置	2019 年 3 月	変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの移行日から将来に向かった適用の許容	6
23	経過措置	2019 年 3 月	リスク軽減オプションが選択され、特定の要件を充足した場合に、IFRS 第 17 号の遡及適用が可能であっても、公正価値アプローチによる移行の適用を許容	6

以下に、2019 年 3 月以降の IASB 会議における審議内容について、概要を説明します。

4. 保険カバーを提供するクレジット・カード契約

2019 年 3 月の IASB 会議において、IASB は、保険カバーを提供するクレジット・カード契約のうち、契約の価格設定において個々の顧客に関連した保険リスクの評価を反映していない契約を IFRS 第 17 号の適用範囲から除外する IFRS 第 17 号の修正の提案に同意しました。提案された修正は、選択ではなく、要求事項であり、クレジット・カード契約に含まれる保険カバーが、法律または規制によって要求されているか契約に基づく補償であるかにかかわらず適用されます。IASB は、これらの契約に対する IFRS 第 9 号に基づく現行の会計処理は、財務諸表利用者に有用な情報を提供しており、IFRS 第 17 号に基づく会計処理を行った場合、これらの契約に対して IFRS 第 9 号を適用するためにすでに変更を行った作成者に、コストと混乱をもたらす可能性に留意しました。

1 名の IASB メンバーは、IFRS 第 17 号の適用範囲から保険リスクを有する契約を除外するのは奇妙であるが、銀行における会計処理の過度な混乱を防ぐため、この修正を支持すると述べました。IFRS 第 17 号以外の現行基準は、事実と状況に応じて、IFRS 第 9 号または IFRS 第 9 号と IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の組み合わせのいずれかの適用により、これらの契約に適切に対処できると考えられています。

ある IASB メンバーからの質問に対して、IASB スタッフは、例えば、クレジット・カード契約の発行会社が、代理人として、本人である保険会社が提供するロードサイド・アシスタンスや旅行保険を顧客に販売する場合、当該クレジット・カード契約は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれないと指摘しました。

5. 重要な保険リスクを移転する貸付金についての経過措置

2019年2月のIASB会議において、IASBは、契約における保険リスクが契約によって創出された義務の一部または全部の支払のみである契約ポートフォリオに対して、IFRS第17号ではなく、IFRS第9号を全体に適用する選択を導入するIFRS第17号の修正の提案に合意しました。例としては、銀行が、顧客に対して、債務者が死亡した場合に残額の返済を免除する貸付金があります。

2019年3月のIASB会議においては、この修正に関連して、企業がIFRS第17号とIFRS第9号を同時に適用開始するかどうかにより取り扱いが異なる経過措置の提案に合意しました。

企業が、契約の保険リスクが契約によって創出された事象の一部または全部の支払のみである貸付金ポートフォリオに対して、IFRS第17号を適用する場合、IFRS第17号における経過措置が適用されます。

企業が貸付金ポートフォリオに対してIFRS第9号の適用を選択し、IFRS第9号への移行をIFRS第17号の適用日まで繰り延べた場合、当該企業は、IFRS第9号における現行の経過措置を適用します。企業が契約ポートフォリオに対してIFRS第9号の適用を選択し、IFRS第17号への移行前にIFRS第9号を適用した場合、当該企業は、修正された経過措置を適用します。

6. 経過措置ーリスク軽減オプション

2019年3月のIASB会議において、すべてのIASBメンバーは、変動手数料アプローチにおいてリスク軽減オプションを適用する企業についての経過措置に関する2件の修正案に合意しました。IASBは、移行時において、企業に、以下のいずれかを許容する取扱いを提案しました。

(1) リスク軽減オプションをIFRS第17号の移行日から将来に向かって適用する。ただし、企業がIFRS第17号への移行日までにリスク軽減関係を指定し、同一の基礎による比較情報の表示を可能にすることが条件となる。

(2) 完全遡及が適用可能であるか否かにかかわらず、公正価値移行アプローチを適用する。ただし、企業がIFRS第17号の移行日から将来に向かってリスク軽減オプションの契約グループへの適用を選択し、かつ、移行日前に、契約グループから生じる金融リスクを軽減するためのデリバティブまたは保有再保険契約を使用していることが条件となる。

2019年2月のIASB会議において、IASBは、変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの遡及適用を禁止している経過措置の維持に合意しました。遡及適用の許容は、後知恵の使用をもたらし、「チェリー・ピッキング（いいところだけつまみ食いをする選択）」の機会を生み出すという可能性が指摘されました。しかし、IASBは、2月の会議において、遡及適用が認められなければ、過去のリスク軽減活動が反映されないために、移行日における契約上のサービス・マーzinの潜在的な虚偽表示およびその結果としての潜在的には長期にわたる将来の利益の虚偽表示につながる可能性があるという利害関係者の懸念に対して、解決策が得られるかどうかさらなる検討の実施に合意しました。その結果、IASBは、2019年3月のIASB会議において、上記の2つのアプローチの提案を暫定的に決定しました。

7. これまでのIASBの暫定的決定から生じる開示要求の修正

2019年3月のIASB会議において、IASBメンバーは、(1) 保険カバーと投資関連サービスまたは投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されたカバー単位に基づいて純損益に認識される契約上のサービス・マーzinおよび(2) 認識した保険契約グループの測定に未だ含めていない保険獲得キャッシュ・フローの修正案を反映し、IFRS第17号における開示要求を修正するスタッフの提案に同意しました。

(1) 投資関連サービスまたは投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されたカバー単位に基づいて純損益に認識される契約上のサービス・マーzin

保険カバーと、該当する場合、投資関連サービスまたは投資リターン・サービスの両方を考慮して決定されたカバー単位に基づいて純損益に認識される契約上のサービス・マーzinの開示に関する修正案では、以下が要求されます。

(a) 適切な期間の区分による、報告期間の末日現在で残存している契約上のサービス・マーzinの純損益への予想される認識時期に関する定量的な開示（したがって、IFRS第17号第109項で認められている定性的情報のみを提供するという選択肢が削除されます。）

(b) IFRS第17号を適用する際に行われた重要な判断および判断の変更に関するIFRS第17号第117項の開示要求の一部として、保険カバーおよび投資関連サービスまたは投資リターン・サービスにより提供される便益の相対的な重み付けを評価するためのアプローチの具体的な開示

IASBは、(a)による期間の区分の開示に関する要求事項は、企業による追加的な定性的な情報の提供を妨げないとする見解を述べました。

(2) 認識した保険契約グループの測定に未だ含まれていない保険獲得キャッシュ・フロー

認識した保険契約グループの測定に未だ含まれていない保険獲得キャッシュ・フローの開示に関する修正案には、以下が含まれます。

(a) これらの保険獲得キャッシュ・フローにより生じた資産の期首および期末の残高とその変動、特に、減損損失または戻入れの認識の調整表

この調整表で提供される情報の集約のレベルは、関連する保険契約に IFRS 第 17 号第 98 項を適用する際に企業が使用する集約のレベルと整合的である必要があります。

(b) これらの保険獲得キャッシュ・フローが、関連する保険契約グループの測定に含まれると予想される適切な期間の区分による定量的な開示

保険獲得キャッシュ・フローは、関連する保険契約グループが認識される際にその測定に含まれます。

8. 修正案全体の検討および評価ならびに投票の承認

2019 年 4 月の IASB 会議において、すべての IASB メンバーは、IFRS 第 17 号の修正案の公開草案に関する投票プロセスの開始を IASB スタッフに許可することに同意しました。また、スタッフが作成した、IASB が 2018 年 10 月に合意した規準に照らした分析について、コメントした IASB メンバーはいませんでした。

IASB は、IFRS 第 17 号の強制発効日および IFRS 第 9 号の適用に係る一時的免除の期限を 1 年延期し、2022 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度とする 2018 年 11 月の暫定的決定について確認しました。IASB は、通常、発効日は、潜在的な修正を評価した後に検討されると認識しています。しかし、企業の計画策定を支援する明確な方向性を示すために、1 年延期の提案が事前に議論されていました。現時点で、公開草案の提案に反対する意図を有する IASB メンバーはいませんでした。

9. その他の論点への対応

2019 年 4 月の IASB 会議において、5 つのその他の論点が識別されました。その他の論点とは、文書の投票プロセスにおいて識別された、IASB または IFRS 解釈指針委員会における公開会議での議論により解決する必要がある技術的な問題です。このうち、修正についての暫定的決定がされたのは、発効日についてです。

発効日について、すべての IASB メンバーは、修正案の発効日を IFRS 第 17 号の発効日と同日とする提案に同意しました。すなわち、企業は、IFRS 第 17 号と同時に、すべての修正案を適用するよう要求されます。また、IFRS 第 17 号の早期適用を選択した企業は、修正後の基準の適用が要求されます。ある IASB メンバーは、このアプローチは、IFRS 第 9 号が最終化された時点で、最終化前の IFRS 第 9 号の採用を認めないとした IFRS 第 9 号プロジェクトにおける取扱いと同様であるとの見解を述べました。ある IASB メンバーは、企業が修正の最終化以前に IFRS 第 17 号を早期適用していた場合、当該企業は比較情報の再表示を要求されるかどうかについて質問しました。IASB スタッフは、そのような事象が生じた際に検討するが、発生の可能性は低いと考えていると回答しました。

10. 年次改善

年次改善は、基準または解釈への狭い範囲または軽微な修正と定義されています。IASB は、IFRS 第 17 号に関する年次改善は、他の IFRS 第 17 号に対する修正と同じ公開草案においてコメント募集のために公表する取扱いを決定しました。2018 年 6 月に合意された項目を含む、年次改善案の一覧は、以下のとおりです。

図表 3 年次改善案の概要

影響を受ける パラグラフ	IASB 会議	年次改善の提案
IFRS 第 17 号第 11 項	2019 年 4 月	裁量権付有配当投資契約について、IFRS 第 17 号が適用され、分離すべき別個の投資要素とならないという明確化
IFRS 第 17 号第 24 項 および第 28 項	2018 年 6 月	保険契約グループの認識において、「報告期間の末日までに発行された」契約ではなく、認識の要件を各契約に適用し、充足する契約のみを含めるべきであるという明確化
IFRS 第 17 号第 27 項	2018 年 6 月	保険契約グループに含まれる保険契約に関連して資産認識された保険獲得キャッシュ・フローには、発行された契約、および、「発行される予定」の契約に関連する保険獲得キャッシュ・フローが

		含まれるという明確化
IFRS 第 17 号第 39 項 および B93 項から B95 項	2018 年 6 月	共通支配下における企業結合は、IFRS 第 17 号の企業結合に関する要求事項の範囲から除外されるという明確化
IFRS 第 17 号第 48 項 および第 50 項	2019 年 4 月	非金融リスクに係るリスク調整の変動のうち、将来のサービスに関連する変動も損失要素を調整するという明確化
IFRS 第 17 号 104 項, B121 項および B124 項	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号の保険契約調整表および収益分析において、現行の開示に関する文言では認識されておらず、潜在的な二重計上につながる可能性があり、一部の非金融リスクに係るリスク調整が他の要素に含まれる可能性があるという懸念に対する明確化
IFRS 第 17 号第 128 項 および第 129 項	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号の感応度分析に関する開示は、純損益と資本が、「リスク・エクスポージャー」の変化ではなく、「リスク変数」の変化によってどのように影響を受けるかを示すべきであるという明確化
IFRS 第 17 号 付録 A	2019 年 4 月	投資要素の定義を「すべての状況において、保険契約が企業に保険契約者への返済を要求する金額」とする明確化
IFRS 第 17 号 B96 項 (c)	2019 年 4 月	その期に支払われると予想される投資要素と、その期に実際に支払われた投資要素との差異について、貨幣の時間価値と金融リスクに関連する変動の影響は、契約上のサービス・マージンを調整すべきではないという明確化
IFRS 第 17 号 B96 項	2019 年 4	リスク調整の変動における貨幣の時間価値と金融リスクの影響の分解を選択した場合に、当該変動の影響について契約上のサービ

(d)	月	ス・マージンを調整してはならないという明確化
IFRS 第 17 号 B118 項	2019 年 4 月	保険契約グループにおいて適格性の要件が充足されなくなった場合にのみ、当該保険契約グループに対するリスク軽減オプションの使用を中止できるという明確化
IFRS 第 17 号 B128 項	2019 年 4 月	基礎となる項目の変動に起因する保険契約グループの測定の変動は、IFRS 第 17 号の目的上、投資の変動とし、したがって、貨幣の時間価値または金融リスクに関連する仮定による変動として取り扱われるべきであるという明確化
IFRS 第 17 号 IE104 項 および IE105 項	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号の設例 9 に、当初認識時における契約に組み込まれている死亡給付保証の時間的価値の見積りが含まれているという明確化。数字は導出できないが、どのような要素が含まれているかを示す説明が追加される。
IFRS 第 3 号第 64N 項	2018 年 6 月	保険契約の分類に関する IFRS 第 3 号「企業結合」の結果的な修正が、将来に向かって適用されるという明確化（すなわち、IFRS 第 17 号の適用日以降に締結された取引に適用される）。
IFRS 第 7 号 3 項、IFRS 第 9 号 2.1 項、IAS 第 32 号第 4 項	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号に定義されているとおり、IFRS 第 17 号の対象となる発行する保険契約と同様に、保有している保険契約も、別段の定めがある場合を除き、金融商品の要求事項（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 9 号および IAS 第 32 号「金融商品：表示」）から除外されるという明確化

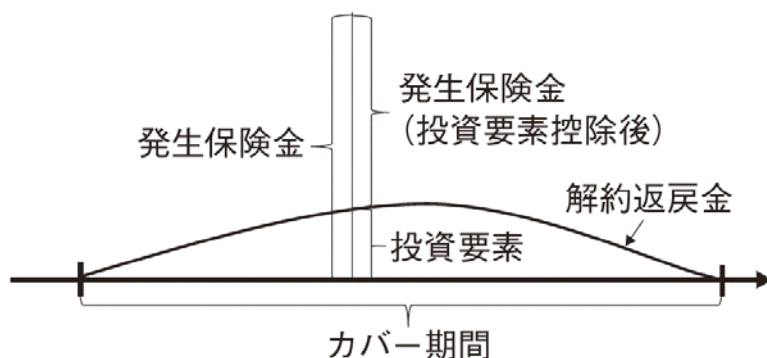
IASB メンバーは、2018 年 6 月に年次改善について議論を行った際、変動手数料アプローチの契約カバー期間の定義を修正して、投資関連サービスの提供期間を含める提案に合意しました。この年次改善は、現在、一般モデルを適用する契約において、投資リターン・サービスを有する契約上のサービス・マージンに関する修正に含まれています。

また、投資要素の定義の明確化が年次改善案に含まれています。2019 年 4 月の移行リソース・グループ会議において、付録 A において定められている投資要素の定義についての明確化が提案されました。現行の IFRS 第 17 号では、「保険契約が、たとえ保険事故が発生

しなかった場合であっても保険契約者に返済することを企業に要求している金額」と定義されています。この定義は、図表4のように、保険金の発生時点において解約返戻金が存在するため、保険事故の発生により支払われる保険金のうち、解約返戻金が投資要素に該当するとの考え方に繋がります。

図表4 「たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても」の考え方

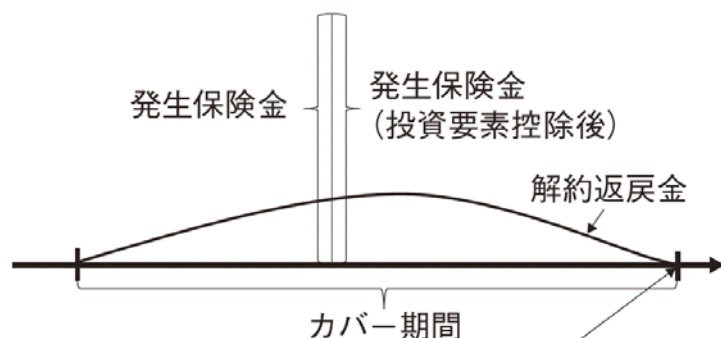
(例) 平準払い定期保険 (生命保険)



この定義から、「保険契約が、すべての状況において 保険契約者に返済することを企業に要求する金額」に変更する明確化の提案がされました。この定義によれば、図表5のように保険期間の終了時において、解約返戻金はゼロとなる契約では、すべての状況において保険契約者への返済を企業に要求する金額が存在するわけではないとの考え方に繋がります。

図表5 「すべての状況において」の考え方

(例) 平準払い定期保険 (生命保険)



カバー期間において解約返戻金がゼロの状況がある。よって、払戻しのない状況が存在すると考えます。

投資要素の明確化の必要性について、様々な意見が表明されました。一部の IASB メンバーは、移行リソース・グループの議論を踏まえると、この明確化が必要であり、アジェンダ・ペーパーに記載された根拠を修正に関する結論の根拠に含めるべきであると指摘しました。

B96 (d) の修正について、ある IASB メンバーは、リスク調整における金融リスクの影響の分解を選択した場合、金融リスクの変化について契約上のサービス・マージンを調整すべきではなく、したがって、提案された明確化は、IASB の意図と整合的であると述べました。

また、B128 項の修正について、ある IASB メンバーは、基礎となる項目の変動に起因する保険契約グループの測定額の変動は、すべての状況において金融リスクに関連する変動として取り扱われるという移行リソース・グループからの説明が有用であると認識したと述べました。

11. 投資リターン・サービス

IASB は、2019 年 5 月の IASB 会議において、投資リターン・サービスがいつ存在するかに関する過去の暫定的決定の再検討を行いました。2019 年 1 月、IASB は、投資リターン・サービスを提供する保険契約について、契約上のサービス・マージンを、保険カバーおよび投資リターン・サービスの双方を考慮して決定されたカバー単位に基づいて純損益に認識すべきであると暫定的に決定しました。その際、IASB は、投資リターン・サービスは、契約が IFRS 第 17 号において定義されている投資要素を含む場合においてのみ存在するという取扱いに同意しました。しかし、IASB スタッフは、契約が IFRS 第 17 号に定義された投資要素を含んでいない場合であっても、投資リターン・サービスが提供される可能性がある」と指摘しました。

具体的な例として、スタッフ・ペーパーでは、保険料が一時払いであり、積立フェーズにおいてリターンが稼得される据置年金契約が示されました。積立フェーズにおいて、保険契約者は、積立金を他の年金提供者へ移管する権利または死亡した場合に積立金を受取る権利を有します。積立額は、将来のある日において固定の転換率で年金への転換が可能です。年金への転換後は、保証された最低支払期間は存在しません。すなわち、契約者が転換後かつ最初の年金支払前に死亡した場合には、契約者は何も受け取れません。結果として、すべての状況において保険料の払戻しを受けられるわけではないため、投資要素は存在しない結果となります。

IASB メンバーは、2019 年 5 月の IASB 会議において、投資要素が存在しない場合にも、投資リターン・サービスが存在する可能性がある点に同意しました。IASB スタッフは、以下の場合に限り、投資リターン・サービスが存在するという取扱いを基準に明記すべきであると提案しました。

- (a) 投資要素があるか、または保険契約者がある金額を引き出す権利を有している
- (b) 投資要素または保険契約者が引き出す権利を有している金額は、正の投資リターン (positive investment return) を含むと見込まれる
- (c) 企業はその正の投資リターン (positive investment return) を生み出すために投資活動を行うと見込んでいる

IASB スタッフは、IASB 会議に先立って、移行リソース・グループのメンバーにその他の論点についてのコメントを求めたと説明しました。IASB スタッフは、その結果、主に修正は歓迎されたが、いくつかの明確化が求められたと述べました。

ある IASB メンバーは、単に貨幣の時間価値を反映するだけで、正の投資リターン (positive investment return) と判断するのに十分であるかどうかを尋ねました。IASB スタッフは、IFRS 第 17 号がより多くの指針を提供すべきかどうかを議論し、結果として提供しないという提案を行ったと述べました。数名の IASB メンバーは、さらに、正の投資リターン (positive investment return) の意味に疑問を呈し、結論の根拠でなく、望ましくは、修正された IFRS 第 17 号の本文における明確化を提案しました。IASB メンバーは、「正の (positive)」は、絶対的な条件ではなく、むしろ相対的な条件、すなわち、保険契約者にとっての有利な給付とみなされると明確にすべきであると提言しました。例えば、マイナスの金利環境下では、正の投資リターン (positive investment return) は、経済環境を考慮すると、通常得られるリターンよりもマイナスの度合いが小さいリターンである可能性があります。公開草案の作成において、IASB メンバーからのフィードバックを考慮すべきであると同意されました。

12. 保険収益に関するその他の明確化

IASB は、2019 年 5 月の会議において、さらに、2つのその他の論点について明確化の提案に同意しました。

- (a) 投資要素

IFRS 第 17 号第 103 項は、現在、保険契約負債の期首残高と期末残高との調整表について、保険収益および保険サービス費用から除外された投資要素を個別に開示するよう企業に要求しています。この開示に関して提案された修正により、「保険収益および保険サービス費用から除外される投資要素（および保険料の払戻し、ただし、当該期間のキャッシュ・フローの一部として表示されない場合）」が開示されるよう要求されます。すなわち、企業は、保険料の払戻額と収益および費用から除外される投資要素の金額との区別を要求されません。利害関係者は、保険契約者に対する払戻しのうち、どの金額が保険料の払戻しを表し、どの金額が投資要素を表すかについての判定が困難であるとの懸念を表明していました。

(b) 契約者貸付金

保険契約者に貸付けられた金額および保険契約者に貸付けられた金額の免除から生じるキャッシュ・フローの変動が、どのように取り扱われるかについて、現在、IFRS 第 17 号 B123 項は言及していなかったため、保険収益から除外する取扱いが明確化されます。

13. IFRS 第 17 号の修正に関する公開草案の 90 日間のコメント期間

IASB メンバーは、IFRS 第 17 号の修正が緊急かつ狭い範囲であるため、公開草案のコメント期間を通常の 120 日ではなく、90 日とする対応に同意しました。IASB スタッフは、2019 年 4 月にデュー・プロセス監督委員会からコメント期間の短縮が承認されたと説明しました。スタッフ・ペーパーでは、90 日間のコメント期間の根拠が、利害関係者に対して修正案を検討し回答を行うのに十分な時間を与える必要性和修正案の適時な明確化の必要性とのバランスの結果であると示されています。さらに、スタッフ・ペーパーは、コメント期間を 90 日間とする取扱いにより、IFRS 第 17 号に関する修正が円滑に 2020 年第 2 四半期に最終化され、提案された発効日である 2022 年 1 月 1 日まで十分な期間を与え、混乱を最小限に抑えると指摘しています。なお、90 日という期間は、IFRS 第 15 号の狭い範囲の修正に対するコメント期間と同じです。

14. その他

IASB は、IFRS 第 17 号の修正案に関する公開草案を 2019 年 6 月末までに公表する予定です。